

香川県国土強靱化地域計画（改定版）の概要

1 計画策定の趣旨、位置付け

国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防災に関する県の他の計画等の指針となるべきもの（いわゆる「アンブレラ計画」）として香川県国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）を、平成27年12月に策定した。

この計画は、国の国土強靱化基本計画との調和が求められるところ、平成30年12月に国土強靱化基本計画が見直されたこと、及び令和元年東日本台風など近年の大規模災害を踏まえた課題、新型コロナウイルス感染症など社会を取り巻く新たな課題等を踏まえ、大規模災害へのより一層の対策の充実・強化を図るため、令和3年10月、見直しを行った。

国土強靱化の推進においては、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であり、行政のみならず、県民及び、民間事業者やNPOなど（以下「事業者」という。）が適切に連携及び役割分担し、対策に取り組むことが必要となる。



2 計画の基本目標

- ① 県民の生命を守る
 - ・すべての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化
 - ・大規模な風水害や地震による市街地での大規模火災への対策強化
- ② 県と地域社会の重要な機能を維持する
 - ・必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークの確保
 - ・行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下を避ける
- ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
 - ・経済活動域への重大な影響を避ける
 - ・避難場所や防災施設として活用される公共施設の被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興を行う
 - ・二次被害や浸水被害、災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける
- ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす
 - ・四国の防災拠点としての機能を確保し、国や他の3県と十分に連携・協力を図る

3 計画に盛り込むべき本県の特徴

本県の地勢的状况等を考慮して、計画に盛り込むべき以下の3つの特徴を定めた。

- ①四国の防災拠点としての機能確保
- ②全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策
- ③島しょ部等における大規模災害対策

4 想定するリスク

本県における「最悪の事態の要因」となるリスクとして、以下の2点を想定し、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定する。

- ①南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波
- ②大規模な風水害（想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害等）

5 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の枠組みとポイント

想定するリスクについて、本県の特性を考慮し、9つの「事前に備えるべき目標」及び34の「起きてはならない最悪の事態」を次ページのとおり設定して脆弱性評価を行い、その評価結果を「行政機能／警察・消防等」など11の個別の施策分野と「地域防災力の強化」など4つの横断的分野の計15分野に整理した。その脆弱性評価のポイントは以下のとおりである。

- ①ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要
 - ・施策を早期に高水準なものとするには、施策の重点化とハード・ソフト対策の適切な組み合わせが必要
- ②代替性・冗長性等の確保が必要
 - ・影響が甚大な分野(行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等)については、バックアップ体制やシステム整備等により、代替性・冗長性等の確保が必要
- ③四国の他の3県等との連携が必要
 - ・起きてはならない最悪の事態が発生した場合には、早期に復旧・復興できるよう、四国の他の3県や、災害関係官署との連携により、四国の防災拠点としての役割を果たすことが必要
- ④市町、県民、事業者などとの連携が必要
 - ・個々の施策の実施主体は、県だけでなく、各市町、県民、事業者など多岐にわたるため、デジタル技術の活用による情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|--|---|---|
| ① 県民の生命を守る ② 県と地域社会の重要な機能を維持する ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす | 1 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生 |
| | 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| | 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 食料等の安定供給の停滞 |
| | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺 7-3 ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 7-4 農地・森林等の被害による県土の荒廃 |
| | 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | 9 四国の防災拠点としての機能を確保する | 大規模災害により、高松自動車道を含めた「四国8の字ネットワーク」が被災・分断し、四国における物資の緊急輸送などの役割が果たせなくなる事態（6-4） 高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態（6-4） 重要港湾（高松港・坂出港）の被災により、物資等の緊急輸送など四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態（5-1、6-4） 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域の被災等により、四国のエネルギー拠点としての役割が果たせなくなる事態（4-1、5-1、5-2） 被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態（3-2） 警察や消防などの被災により、四国における応援・受援の機能が果たせなくなる事態（1-1、1-3、1-5、3-2） 国の合同庁舎、県庁舎や災害拠点病院など、防災上重要な拠点が被災し、施設が使用できなくなる事態（1-1、1-2） 食料・飲料水等県民の生命に関わる物資供給が長期停止する事態（2-1） 発災により医療機能が麻痺し県内の医療活動や四国の医療活動の拠点としての機能が果たせなくなる事態（2-5） |

6 推進方針

(1) 推進方針の枠組みと重点化

推進方針の施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した、11の個別施策分野と4つの横断的
分野とした。

(個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー ⑤情報通信
⑥産業 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ⑨県土保全 ⑩環境 ⑪土地利用

(横断的の分野)

- ①地域防災力の強化 ②老朽化対策 ③新技術対策 ④広域連携

また、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化施策を推進するため、「人命の保護」を最優先と
し、本県の特徴等をも考慮し、13の重点化すべきプログラムを選定した。13の重点化プログラムによ
り回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりである。

さらに、四国の防災拠点としての機能を確保するため、13の重点化プログラムを有機的に連携し、
計画の推進を図る。

重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 | | 重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 |
|------------|---|---|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 |
| | | 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 |
| | | 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | | 2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-3 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-4 陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-3 ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| 9 | 四国の防災拠点としての機能を確保する | 高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態 (6-4) 被災により、県や市町の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態 (3-2) など |

(2) 施策分野ごとの主な推進方針

15の施策分野ごとに、9つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を、推進方針としてとりまとめた。また、施策の推進に当たり、施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体を、県民、事業者、行政の3区分により明確にしておき、以下に主な施策を示す。

個別施策分野

①行政機能／警察・消防等

(行政機能)

- ・ 県及び市町BCPの毎年度の見直し等 【行政】
- ・ 応急対策活動の拠点となる施設等の耐震性の確保や非常用電源設備等の確保 【行政】
- ・ 総合防災訓練等の実施や県民の様々な訓練への参加の促進 【県民・事業者・行政】
- ・ 四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備 【行政】
など

(警察・消防等)

- ・ 警察署や消防本部の耐震化や情報通信施設等の耐災害性の強化 【行政】
- ・ 女性の入団促進を含めた団員の確保などによる消防団の活性化 【県民・事業者・行政】
- ・ 災害の現場等における小型無人機などの新技術の活用 【行政】
など

②住宅・都市

- ・ 住宅をはじめとした民間建築物の耐震化の促進 【県民・事業者・行政】
- ・ 学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設の耐震化の促進 【事業者・行政】
- ・ 発災後の文化財の保全、修復に向けた体制の整備 【県民・行政】
- ・ 指定避難所の収容人数等を考慮し、指定避難所以外の避難場所の確保 【事業者・行政】
- ・ 要配慮者のための福祉避難所の確保 【行政】
- ・ 地域の災害対応力向上のため、防災関係機関との連携のもと、地区防災計画の策定促進 【県民・事業者・行政】
- ・ 水道・下水道施設の耐震化の推進 【事業者・行政】
など

③保健医療・福祉

- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成をはじめとした体制整備 【事業者・行政】
- ・ 災害拠点病院における施設等の充実や食料、非常電源用燃料等の備蓄の促進 【事業者・行政】
- ・ 四国の医療活動拠点としての広域的医療体制の整備 【事業者・行政】
- ・ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の養成などの体制整備 【事業者・行政】
- ・ 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣等に向けた体制整備 【事業者・行政】
- ・ かがわ医療情報ネットワーク(K-MIXR)の整備・拡充 【事業者・行政】
- ・ 導入予定のドクターヘリと防災ヘリの効率的な運用 【事業者・行政】
- ・ 社会福祉施設等における食料等の備蓄や非常用自家発電機等の整備 【県民・事業者・行政】
- ・ 避難所等のマスクや消毒液など感染症対策資材について、適切に確保 【事業者・行政】
など

④エネルギー

- ・ 住宅等への太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの導入の促進 【県民・事業者・行政】
- ・ 四国のエネルギー拠点としての役割を踏まえた番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内における石油タンク等の耐震性の確保等 【事業者・行政】
- ・ 医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築 【事業者・行政】
など

⑤情報通信

- ・防災情報システムやLアラートなどの整備や情報通信施設の耐震性の強化 【行政】
- ・防災アプリや情報メールの活用など、多様な情報伝達体制の整備 【県民・行政】
- ・高齢者等の要配慮者の特性に応じた情報伝達体制の整備 【県民・行政】
- ・地震に強い通信設備の設計・設置やバックアップ体制の整備 【事業者・行政】
など

⑥産業

- ・セミナーの開催等による中小企業における早期のBCPの策定の促進 【事業者・行政】
- ・四国のエネルギー拠点としての役割を踏まえた番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内における石油タンク等の耐震性の確保等〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・サプライチェーンを一貫して途絶させないための道路施設等の耐震化など地震・津波対策の推進及び輸送体制等の確保 【事業者・行政】
など

⑦交通・物流

- ・運送事業者等との協定の締結や物資輸送訓練による緊急輸送体制の構築 【事業者・行政】
- ・高松空港のアクセス向上に向けた災害時ネットワークを確保するための道路施設等の整備 【事業者・行政】
- ・交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入促進 【事業者・行政】
- ・港湾BCPが策定された重要港湾における防災拠点としての体制強化 【行政】
など

⑧農林水産

- ・防災上重要な中小規模ため池を対象に、耐震化整備等を実施 【事業者・行政】
- ・防災重点農業用ため池におけるハザードマップ等の普及啓発の促進及び住民の避難体制の確立 【県民・事業者・行政】
- ・防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備 【行政】
- ・間伐等の森林整備や治山対策の実施等の災害に強い森林づくりの推進 【県民・行政】
など

⑨県土保全

- ・津波ハザードマップの作成の促進、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に対する浸水想定公表とハザードマップの作成促進及び避難体制の確立 【県民・行政】
- ・ダムの異常洪水時防災操作に備え、下流河川について、浸水想定図の作成及び住民への周知 【県民・行政】
- ・河川、ため池、水田、市街地、森林などにおいて、流域全体の関係機関が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」の推進 【行政】
など

⑩環境

- ・災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、研修会や訓練開催等による人材の育成 【事業者・行政】
- ・津波等による大量のごみや流木等の海への流出に備えた回収等体制の整備 【行政】
- ・事業者に対する有害物質の飛散等の防止などの体制整備 【事業者・行政】
など

⑪土地利用

- ・円滑な復旧・復興に備えた地籍調査事業の促進 【県民・行政】
- ・地域防災計画との有機的連携を図りつつ、都市の防災機能強化の促進 【県民・行政】

横断的分野

①地域防災力の強化

- ・ 防災知識の普及啓発や防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダー育成などによる地域防災力の強化 【県民・事業者・行政】
- ・ 自主防災組織の結成とその活動への積極的な参加 【県民】
- ・ 自主防災組織等との連携による初期消火や避難誘導等の訓練の実施 【県民・事業者・行政】
など

②老朽化対策

- ・ 道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕等の実施 【行政】
- ・ 水道事業者における水道施設の耐震化計画策定と、その着実な推進 【行政】
- ・ 老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保 【事業者・行政】
など

③新技術対策

- ・ 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな基準等の情報収集とこれらの積極的な活用推進 【行政】
- ・ A I やビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築 【事業者・行政】

④広域連携

- ・ 四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備 【行政】
- ・ 災害警備部隊や緊急消防援助隊等による広域応援・受援体制の確立 【行政】
- ・ 感染症等の発生を防ぐための近隣府県等への支援要請等の体制整備 【事業者・行政】
- ・ 水道施設に係る他事業者との広域的な応援体制の強化 【事業者・行政】
など

(3) 本県の特徴的な施策

①四国の防災拠点としての機能確保

南海トラフ地震等が発生した場合に、四国内においては相対的に被害が少ない予想
⇒四国の防災拠点としての機能確保が重要

- ・市町間の応援・協力活動等の迅速かつ円滑な実施のための全県的な相互応援体制整備 【行政】
- ・四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備〈再掲〉 【行政】
- ・高松地方合同庁舎の災害関係官署と連携して四国の防災拠点としての体制整備 【行政】
- ・四国の医療活動拠点としての広域的医療体制の整備〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・高松空港の耐震性向上や航空会社等との応援協力体制の充実・強化 【事業者・行政】
- ・高松港（緊急物資輸送）や坂出港（エネルギー輸送）の体制整備 【事業者・行政】
- ・交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入促進〈再掲〉 【事業者・行政】
など

②全国一高密度に分布するため池の防災・減災対策

全国1位のため池密度(6.5か所/km²)や全国3位のため池数(12,000余り)であり、築堤後200～300年を経過したため池が多く、築堤材料や堤防基礎の土質によっては決壊する場合も想定
⇒香川県老朽ため池整備促進計画やため池ハザードマップ普及啓発などによるため池の防災・減災対策が必要

- ・防災上重要な中小規模ため池を対象に、耐震化整備等を実施〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・防災重点農業用ため池におけるハザードマップ等の普及啓発の促進及び住民の避難体制の確立〈再掲〉 【県民・事業者・行政】
- ・老朽ため池の整備による農業用水の確保〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・防災上危険で放置できないため池の保全や機能廃止などの整備の促進 【行政】
など

③島しょ部等における大規模災害対策

瀬戸内海に面して多くの島々等を抱える本県の地勢的要因
⇒大規模な震災や風水害が発生した場合の島しょ部等での防災・減災対策や迅速な復旧・復興対策が必要

- ・自立的な避難のための消防団や自主防災組織の活性化、通信設備の整備、本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備 【県民・事業者・行政】
- ・迅速な復旧活動のための道路・海岸堤防等の耐震補強や関係機関との連携強化 【事業者・行政】
- ・かがわ医療情報ネットワーク（K-MIXR）の整備・拡充〈再掲〉 【事業者・行政】
- ・ヘリコプターの臨時発着場の設定等による災害時の情報収集や救出・救助などを円滑に行う体制の整備 【行政】
など

7 計画の推進と不断の見直し

(1) 計画の推進

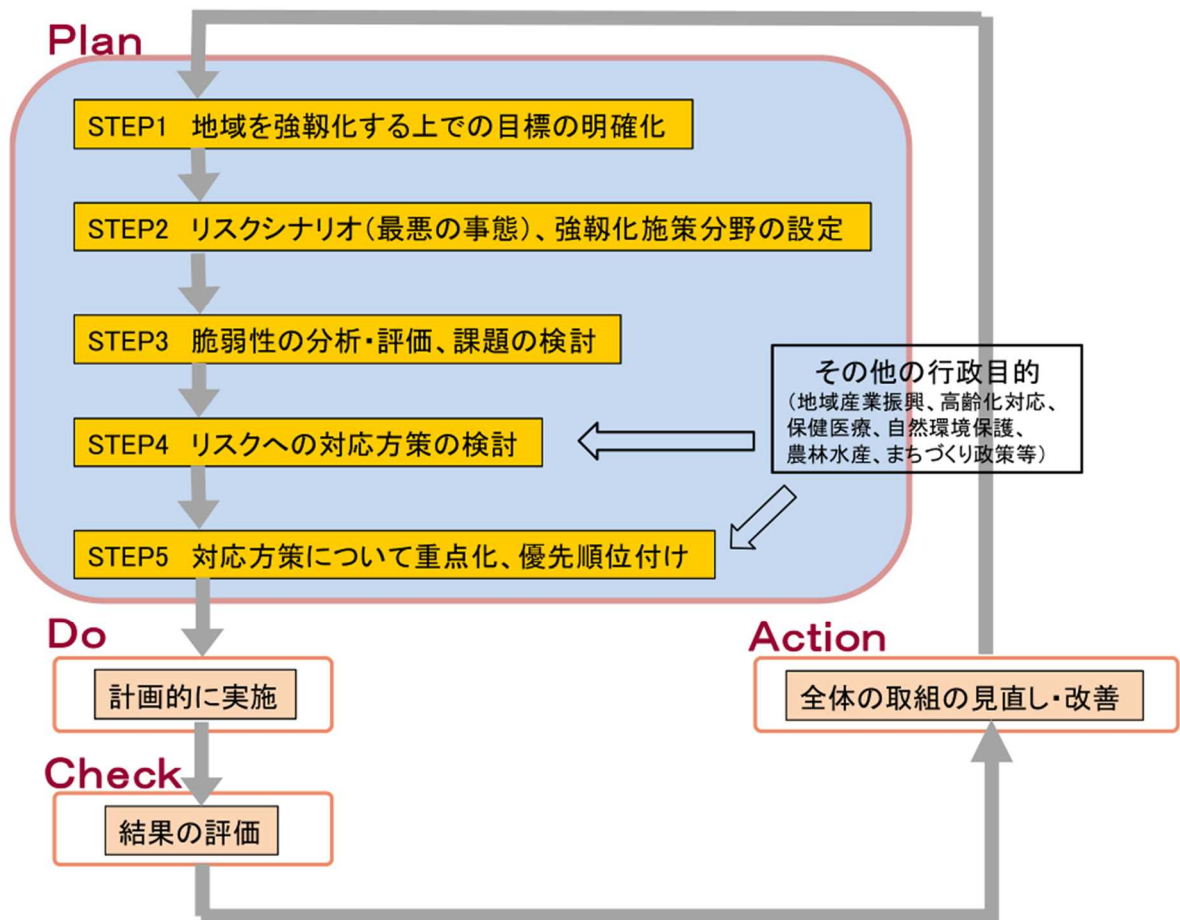
県庁内に設置している「国土強靱化地域計画推進本部」を中心とした全庁横断的な体制の下、市町、県民、事業者、他県や国等と連携しながら、計画を推進していく。

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の着実な推進に当たり、重点化する施策プログラムについては、次項のとおり進捗管理のための重要業績指標を特に設定することとし、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、PDCAサイクルにより点検、見直しを行っていく。

(3) 計画の不断の見直し

本計画は、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行う。



重点化プログラムの重要業績指標

| 重点化プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 | 重要業績指標 |
|--|---|
| 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数 耐震診断 2,794戸 (R2) → 4,289戸 (R7) 耐震改修 1,109戸 (R2) → 2,121戸 (R7) |
| 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○地震・津波対策海岸堤防等整備事業のI期計画延長に対する整備率 65.7% (R2) → 100% (R6) ○自主防災組織活動カバー率 96.8% (R2) → 100% (R7) ○NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数 2,919人 (R2) → 4,250人 (R7) ○「地区防災計画」策定数 33地区 (R2) → 63地区 (R7) |
| 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画に基づき河川整備を行っている県管理河川の整備率 66.8% (R2) → 73.8% (R7) |
| 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○土石流や急傾斜地の崩壊等による災害から保全される人家戸数 15,386戸 (R2) → 18,678戸 (R7) ○周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数 1,044集落 (R2) → 1,058集落 (R7) |
| 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | <ul style="list-style-type: none"> ○上水道の基幹管路の耐震管率 23.3% (R1) → 33.0% (R7) |
| 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○飛行場外離着陸場を有する離島(有人島)のカバー率 50% (R2) → 54% (R7) ○かがわ医療情報ネットワーク(K-M I X R)で中核病院が新たに情報連携した患者数5年間で15,000件 (R7) |
| 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊数 60隊 (R2) → 64 隊 (R6) |
| 2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺 | <ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の耐震化率 87% (R2) → 100% (R7) ○第二次救急医療機関の耐震化率 94.7% (R2) → 100% (R7) ○災害派遣医療チーム(DMAT)の数 47チーム (R2) → 55チーム (R7) ○災害医療コーディネーター連絡会、DMAT連絡会、四国DMAT実働訓練等の毎年実施実施なし (R2) → 1回実施 (R7) ○災害拠点病院における3日分程度の水・食料の備蓄維持 年1回確認 (R2) → 年1回確認 (R7) |
| 3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時連絡員派遣訓練 実施なし (R2) → 年1回実施 (R7) |
| 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ○停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 79基 (R2) → 89基 (R7) ○ホテル旅館生活衛生同業組合を通じた、観光客避難誘導の周知会開催 1回 (R1) → 毎年実施 ○防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード数及び防災情報メールの登録件数 44,461件 (R2) → 57,000件 (R7) |
| 5-3 食料等の安定供給の停滞 | <ul style="list-style-type: none"> ○基幹水路保全対策延長(累計) 138km (R2) → 158km (R7) ○防災重点農業用ため池の整備箇所数(全面改修累計) 3,541箇所 (R2) → 3,651箇所 (R7) ○農業者や地域住民などの協働による、ため池や水路等の農地保全管理実施面積 14,280ha (R2) → 15,000ha (R7) |
| 6-4 陸・海・空のネットワークが分断する事態 | <ul style="list-style-type: none"> ○新幹線実現に向けた取組み(シンポジウムの開催等) 実施 (R2) → 毎年実施 (R7) ○港湾BCPが策定された重要港湾を対象に関係機関と連携した訓練を実施 年1回以上 (R1) → 年1回以上 (R7) |
| 7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備箇所数 12箇所 (R2) → 22箇所 (R4) |